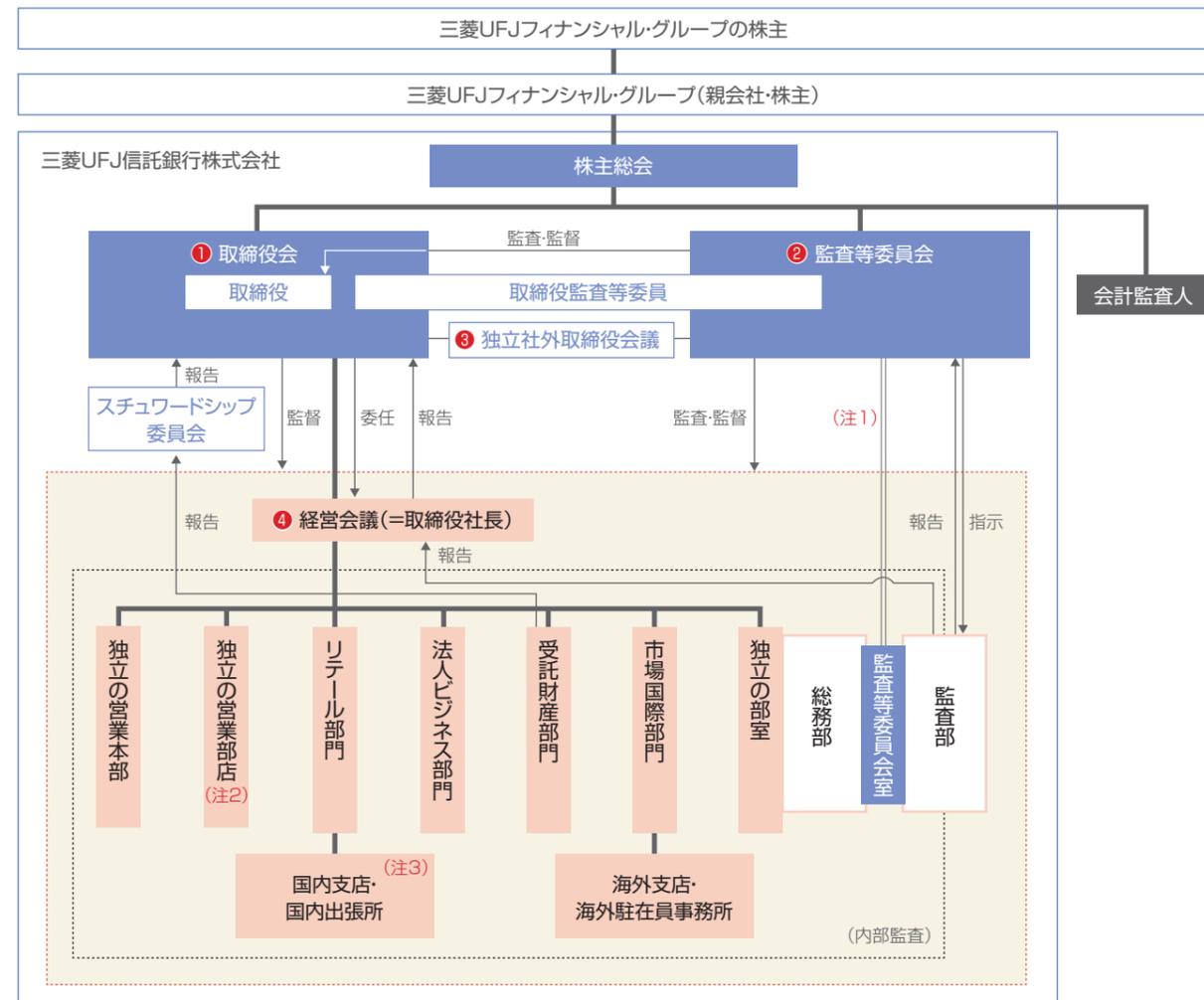




コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス体制図（2017年6月29日現在）



(注1) 独立の部室である総務部および監査部内の監査等委員会室が監査等委員会の事務局であることを示す。
 (注2) 独立の営業部店には、札幌支店・仙台支店・長野支店・京都支店・広島支店の5店舗を含む。
 (注3) 国内支店・国内出張所には、(注2)の5店舗は含まず。

1 取締役会

取締役会は、20名の取締役(うち社外取締役5名)で構成され、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担っています。

法令で定められた専決事項以外の重要な業務執行の決定を、原則として取締役社長に委任していますが、特に重要な業務執行の決定については取締役会が行っています。

取締役会は、委任事項のモニタリングを含め、業務執行の監督に軸足を置いており、非業務執行取締役が20名中10名と半数を占めています。

2 監査等委員会

監査等委員会は、8名の取締役監査等委員(うち社外取締役5名)で構成され、監査等委員以外の取締役の職務執行の監査・監督を行っています。

3 独立社外取締役会議

5名の独立社外取締役のみで構成され、独立した客観的な立場に基づく情報共有および意見交換を行っています。

4 経営会議

経営会議は、取締役社長が決定権を持つ機関であり、取締役社長、取締役副社長執行役員、取締役専務執行役員、部門長、法人ビジネス部門の事業長および独立の部室の担当常務役員で構成されています。

取締役会が決定した基本方針に基づき、経営に関する重要事項全般を協議決定するとともに、取締役会から取締役社長への委任事項について協議決定しています。

「三菱UFJ信託銀行コーポレート・ガバナンス方針」の概要

当社は、MUFGグループの中核企業の1社として、親会社である三菱UFJフィナンシャル・グループが定めた「MUFGコーポレート・ガバナンス方針」のもと、当社のコーポレート・ガバナンス方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

1. 三菱UFJ信託銀行コーポレート・ガバナンス方針の目的

MUFGグループの中核企業の1社として、当社のコーポレート・ガバナンスの考え方や枠組みを示し、取締役および経営陣等の行動の指針とする。

2. コーポレート・ガバナンスについての考え方

MUFGグループの中核企業の1社として、株主であるMUFGおよびMUFGの株主(合わせて以下、MUFG等株主という。)、ならびに顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

3. 取締役会の役割

取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担う。法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定は、原則、取締役社長へ委任する。

4. 取締役の責務

取締役は、株主により選任された経営の受託者として、忠実義務・善管注意義務を負う。

5. 取締役会の構成

多様な知見・専門性を備えた、バランスの取れた構成とし、当社グループの事業に精通した社内取締役と、複数名選任する独立社外取締役との、適切なバランスで構成する。

6. 取締役会の運営

取締役会議長は、取締役会を主導し、取締役会の実効性を確保する。
独立社外取締役を含む取締役に十分な情報を提供するための態勢を構築する。

7. 監査等委員会の役割および構成

監査等委員会は、取締役の職務執行を監査する。
監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選解任等および報酬等に関する意見を決定し、株主総会において当該意見を述べる事ができる。
監査等委員の過半数は、独立社外取締役により構成する。
監査等委員会は、監査等委員の中から委員長および常勤の監査等委員を選定する。

8. 株主等ステークホルダーとの関係

MUFG等株主の権利が確保され、その権利が有効に行使されるよう適切に対応する。
MUFG等株主以外の顧客等ステークホルダーとの適切な協力関係の構築に努め、経営活動を遂行する。

9. 適切な情報開示

ステークホルダーから正しく理解され評価されるために、適切な情報開示を行い、透明性を確保する。

